

2017年10月19日

10月19日の事務レベル協議にあたって

つどい実行委員会事務局
松澤周三 村端浩

1. 経過の協議で明らかになったこと

池田町と教育委員会は8月29日になってようやく「再質問」への回答を行った。そこでは、今後の公民館のあり方について一定の改善点を示しつつも、公民館の使用許可取り消し処分をめぐる経過について矛盾に満ちた答弁を行うとともに、その法的根拠についても説得力のある説明を行うことができなかった。

経過についての疑問点や問題点を明らかにするために、10月6日に当事者を中心とする再協議を行った。そこでは、問題が整理されるどころか「確認書」をめぐる教育委員会側の事務手続き上の大きな問題が表面化すると同時に、公民館使用取消問題の構図が明瞭に浮かび上がってきた。

そのため、実行委員会は、社会教育法23条の解釈や地域交流センター建設に向けての公民館規定の話合いをする前提として、使用許可取消処分を破棄（撤回または取り消し）し、その土台の上に今後の問題を話し合うよう強く求めた。その理由は以下の通りである。

①29日の双方の話合いについて、「内規には抵触しない」ことを確認して集会を開くことができると合意したことがすべてである。それにも関わらず、外部への説明のための文書にこだわる余り、公民館長、教育委員会側の一方的な思い込みによって、理事者をも巻きこみ公民館の使用許可を取り消すに至った。理事者側もまた、教育委員会（公民館長）の説明だけに頼って、事態の推移を正しく理解することなく教育委員会の立場を追認し、取消処分に方向性を与えてしまった。

②教育委員会が選挙活動と一般の政治活動とを区別できなかったこと、申請者より外部への説明を重視したことなどを背景として、「確認書」が作成された。そして、それが30日夜のファックス送信を経て、夜の電話で「全面拒否」されたとする独断的で早計な判断につながり、さらに12月1日午後に事務局長が出向いて話をするという30日夜の電話でのやりとりの内容を「その覚えがない」と否定することにつながった。一連の経過の中で、教育委員会の管理体制、事務手続きの不備、社会教育法や内規に対する理解の不十分さなどが露呈したことは重大である。

③公印を押した「確認書」は教育委員会の管理上の失態から生まれたものであり、公文書としては実体のないものであると認めざるを得なくなった。しかし、公的文書が発行された事実は消すことが出来ず実行委員会側の手元にあるわけだから、勝手に「存在しないもの」とすることはできない。教委のメモに過ぎない「確認書」が否定されたことを取消処分の根拠としてき

た教育委員会のこれまでの主張はすべて崩れてしまったといえる。

④こうした虚構のもとで発行された「取消処分書」は、根拠法令の記載がなく、また池田町手続条例にも違反している。従って、社会教育法 23 条の解釈は別として、手続き上の問題として教委の不手際と対応の拙劣さは明らかである。

⑤自らの誤りや不十分さが多数あるにもかかわらず、公民館側の思いだけで 12 月 1 日の庁議に問題を持ち込んだために、理事者・課長をミス・リードする結果となった。

同時に、まだ話し合う余地があったことや、事実経過を正確につかむ余地があったわけであるから、性急に結論を急いだ理事者の責任も免れない。

⑥実行委員会が、経過に関わって問題であるとする諸点を別記として列挙する。これらについては、教育委員会としての謝罪、あるいは必要な引責措置を求めたい。

なお、実行委員会としては、いたずらに双方の協議を長引かせることを望むものではなく、池田町と教育委員会が、以下に述べる問題解決の方向を認めて一歩足を踏み出せば明日にも解決する問題であることを強調しておきたい。

2. 今後の問題解決への方向

①取消処分書の撤回

今回の最後に、教育長は「取り消しをすることについてはもう少し考えをまとめさせてほしい」とのべ、取消処分見直しの可能性を示唆した。

しかし、経過に関わって前教育課長、前公民館長の頑強な主張（実は「思い込み」）が問題の打開を妨げているし、部局の長としての教育長の姿勢にも大きな問題がある。

事態を打開するために、なすべきことは 1 つしかない。

それは、どの点がどのように不十分であり不適切であったのかを総括し、その責任の所在を明確にしたうえで、処分書を撤回または取り消すことである。

もし、依然として過去の見解や処分の正当性にこだわるなら、司法による決着しか残されていないことは当然である。

②社会教育法 23 条の解釈

過去の解釈を問題にするよりも、地域交流センターの運営に即して、どのような町民交流の場をつくるのかという観点から議論することが重要である。

社会教育法第 23 条については、日本国憲法・教育基本法を踏まえ、平成 27 年の文科省通達の立場で、差別のない広い視野で公民館活動をとらえ、政治的活動についても反社会的な団体・言動以外は広く町民の利用を認める立場で運用することが必要であるとする。「再回答」ではその立場が一定程度示されたが、いっそう議論を深めより町民本位の分かりやすい規定に改めていくことが求められる。

③地域交流センター

今後の公民館規定の草案が示されたが、作成者の意図はどうあれ、社会教育法を前面に出し管理者意識が見え隠れするものとなっていると言わざるを得ない。これまでの協議を踏まえ、まず「主権者のための民主的教養と実践の場としての公民館像」を確認した上で、真に住民にひらかれた空間とするための規定づくりを行う必要がある。

そのために、公民館はどうあるべきかを巡って、広く町民によびかけて研修や学習、討論の機会を設けること、町民参加による規定づくりと公民館のソフトの充実などを推進することが必要であり、その具体的方策の協議を急ぐことが課題となっている。

【別記】 <経過における問題点 実行委員会からの指摘>

①11月29日、教育委員会と実行委員会との面談で、「内規には抵触しない」と合意されていたにもかかわらず、「確認事項」をまとめ、翌30日にその承認を求めた。しかし、本来双方の合意書であるべきその「確認事項」については、内容の確認もその文書を作ることも実行委員会には事前に一言も知らせず、教委が一方向的に文書を作成したこと。

②「確認事項」には、前日の協議で「内規には抵触しない」と確認し合ったことを記載せず、また、教育委員会が一般的な町民の政治活動と選挙活動とを区別せず、機械的に社会教育法第23条を当てはめてしまう不適切な記載を行ったこと。

③「確認事項」は「事務局長の話したことをまとめた」としてその承認を求めただけでなく、11月30日夜の電話の際に「確認事項」が「全面否定」されたと受け取り、その後何ら双方の話合いの努力をすることなく、「庁議」に持ち込んだこと。

④「庁議」では、公民館長、教育委員会側の資料のみによる説明を受け、理事者・各課長はそれを追認しただけであって、実行委員会側の立場を聞く機会も設けられず、またその努力を続けることを求める意見もなかったこと。

⑤「庁議」において、他の公共施設の貸し出しについても公民館と同様の扱いとする法令違反の合意を行い、つどい開催に大きな障害をもたらしたこと。

⑥「確認事項」は合意出来なかった時点で教育委員会の単なる内部メモにすぎず、本来無効となるはずのものであった。しかしその後、教育委員会の公印を押した文書として実行委員会側に発給され、現在なお存在していること。

⑦12月1日発行の「池田町公民館使用許可取り消し通知書」には、根拠法令の記載がなく、かつ池田町の手続き条例にもとづく聴問の機会が実行委員会側に与えられなかったこと。

⑧公民館使用許可取り消しの通知が、開催予定日前日という社会的な常識に反する行為であったこと。

⑨池田町12月議会およびその後の町議会において、本来存在しない「確認事項」に添う内容の説明とその「正当性」を主張する答弁を繰り返し行ってきたこと。

以上